



2021年8月17日

各 位

会 社 名 株式会社オービックビジネスコンサルタント
代表者名 代表取締役社長 和田 成 史
(コード：4733 東証第一部)
問い合わせ先 代表取締役副社長管理本部長 和田 弘 子
(TEL 03-3342-1881)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2021年8月17日の取締役会決議により、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり承認いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、現在、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、社会的な信用力や認知度の向上を図り、更なる企業価値の向上を実現していくために新市場区分における「プライム市場」への移行を目指しております。

今般、本株式売出しが実施されますが、これは、当社が現状では満たしていない「プライム市場」の上場維持基準である流通株式比率（注）の充足を図ることを目的に、当社が当社株主に要請し、応諾をいただけたものです。

（注）「プライム市場」の上場維持基準である流通株式比率とは、本日現在株式会社東京証券取引所より公表されている新基準に基づいて計算された流通株式比率が35%以上であることをいいます。なお、当社は2021年7月9日付で株式会社東京証券取引所より、「新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定結果について」を受領し、流通株式比率については「プライム市場」の上場維持基準を満たしていない旨の通知を受けております。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

（1）売 出 株 式 の 下 記①ないし③の合計による当社普通株式 9,714,300 株

種 類 及 び 数 ①下記(4)①に記載の引受人の買取引受による国内売出しの対象株式として当社普通株式 4,518,300 株

②下記(4)②に記載の海外売出しにおける海外引受会社による買取引受の対象株式として当社普通株式 4,518,300 株

③下記(4)②に記載の海外売出しにおける海外引受会社に付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として

ご注意：この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

当社普通株式 677,700株

なお、上記①ないし③の合計である引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は9,714,300株であり、上記①ないし③に記載の各株式数を目処に売出しが行われるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記(3)に記載の売出価格等決定日に決定される。

(2) 売出人及び
売出株式数式

和田成史	2,708,300株
和田弘子	1,500,000株
黒冨成一	300,000株
高橋郁雄	10,000株

②上記(1)②に記載の海外売出しにおける海外引受会社による買取引受の対象株式

和田成史	4,318,300株
中山茂	200,000株

③上記(1)③に記載の海外売出しにおける海外引受会社に付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限

中山茂	383,200株
和田成史	194,500株
高橋知久	100,000株

(3) 売出価格
未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2021年8月30日(月)から2021年9月1日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)

(4) 売出方法
国内及び海外における同時売出しとする。

①引受人の買取引受による国内売出し

日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受人に、引受人の買取引受による国内売出し分の全株式を総額連帯買取引受けさせる。

②海外売出し

海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルー

ご注意: この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

ル 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における売出し(以下「海外売出し」という。)とし、Nomura International plc 及び Daiwa Capital Markets Europe Limited を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下「海外引受会社」と総称する。)に、海外売出し分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、上記(2)③に記載の者は、海外引受会社に対して当社普通株式を追加的に取得する権利を付与する。

引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び下記「2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」と総称する。)のグローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社である。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格と引受価額(売出人が引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の(国内)日まで。
- (7) 受渡期日 2021年9月6日(月)から2021年9月8日(水)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 和田 成史に一任する。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し) (下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 売出株式の当社普通株式 677,700株
種類及び数 (上記売出株式数は上限を示したものである。引受人の買取引受による国内売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、引受人の買取引受による国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (2) 売出人 野村証券株式会社
- (3) 売出価格 未定(売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘

ご注意：この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 677,700 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。

(5) 申込期間 引受人の買取引受による国内売出しにおける申込期間と同一とする。

(6) 受渡期日 引受人の買取引受による国内売出しにおける受渡期日と同一とする。

(7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。

(8) 申込株数単位 100株

(9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 和田 成史に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

上記のとおり「プライム市場」の上場維持基準である流通株式比率の充足を図ることを目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 677,700 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、677,700 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2021 年 9 月 28 日（火）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2021 年 9 月 24 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村

ご注意：この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関連して、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの売出人（海外引受会社に対して当社普通株式を追加的に取得する権利を付与する当社株主を含む。）である和田成史、和田弘子、中山茂、黒岡成一、高橋郁雄及び高橋知久並びに当社株主である株式会社オービック及び澤田和久はグローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日に始まり、グローバル・オフアリングに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はグローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。